

令和 6 年第 3 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月17日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について	6
議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例につい て	9
議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12
議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例 の一部を改正する条例について	14
議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について	17
議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について	18
議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条 例について	19
議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条 例の一部を改正する条例について	21
議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 5 号)	24

政策推進課長の発言	40
議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	65
議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	67
議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）	69
議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）	72
閉会の宣告	74
署名	75

令和 6 年第 3 回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 9 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 9 月 1 7 日 午後 3 時 2 3 分				
出席及び欠席委員 出席 1 2 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委 員 長	三田地 泰 正	副 委 員 長	林 崎 寛次郎
委員会に出席 した事務職員	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(2) 議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について

(7) 議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 5 号)

(10) 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(11) 議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

(12) 議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）

(13) 議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、12番、三田地泰正委員を指名します。

三田地泰正委員長と委員長を交代します。ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地泰正君） 改めて、おはようございます。ただいま本委員会の委員長に指名されました三田地泰正です。座って進めさせていただきますが、ご案内のように本日の委員会は条例改正8件、補正予算5件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行に当たっては特段のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地泰正君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りをします。副委員長の互選につきましては、本職より指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の副委員長には、7番、林崎寛次郎委員を指名します。

まず、審査に先立ちまして申し上げますが、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いしたいと思います。大分涼しくなってきましたが、暑い方は上着を脱いだり水分補給をしたりして、体調管理には万全を期して審査に臨んでいただくようお願いします。

◎議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） それでは、これより審査に入ります。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。本会期中、中日での委員会になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明させていただきます。本条例は、国の刑法等の一部を改正する法律、以下改正法と言いますが、これが令和7年6月1日から施行されることに伴いまして、条文の整理を行うため改正しようとするものでございます。

まず初めに、国の改正法の趣旨についてご説明申し上げます。これまでは、懲役と禁錮のうち、懲役受刑者については刑務作業が義務づけられ、禁錮の受刑者には義務づけられておりませんでした。が、実態としては禁錮受刑者のおよそ8割が自ら希望して刑務作業をしていたことや、禁錮受刑者の数が非常に少ないことから、禁固刑そのものの存在意義が問われていたものでございます。そこで、今回の改正法により懲役と禁錮が廃止され、新たに拘禁刑として単一化することで刑務作業の義務づけの有無によらず、個々の受刑者の特性に応じて刑務作業と指導等を柔軟かつ適切に組み合わせて処遇するこ

ととされたものでございます。

次に、そのことによる本条例の改正の趣旨についてでございますが、条例ではこれまでであった「懲役」及び「禁錮」の用語について、これらを「拘禁刑」に統一する改正をする内容となっております。

それでは、4ページを御覧願いたいと思います。4ページに新旧対照表がございます。まず、第1条関係として一般職の職員の給与に関する条例、次の5ページにおいて第2条関係として岩泉町表彰条例、6ページにおいて第3条関係として岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第4条関係として岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例と、各条例において「禁錮」、「懲役」を「拘禁刑」に改めております。

以上が改正の内容であり、最後に2ページにお戻り願いたいと思います。附則第1条でございますけれども、この条例の施行期日を定めるもので、改正法の施行の日に合わせて令和7年6月1日から施行することとしております。また、附則第2条から第4条までにおいては、この条例の施行前後にした行為、取扱いについて経過措置を設けているものであります。

以上で議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、当局に申し上げます。会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長などから答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようにご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いいたします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

6番。

○委員（三田地久志君） 2ページの施行期日の第2条と第3条なのですが、「他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は」とあ

るのですが、ここの「効力を有する」で、ここでセンテンス、一回切れるのではないかなと。「又は」で、前と後ろ、これは違うのではないのかなと思うのですが、ちょっと私の解釈がおかしいのかどうか。説明ができるかできないか分かりませんが、どう解釈したらいいのかちょっと分からないので、教えていただきたいと思います。

〔「もう一度、いいですか」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それなら、改めて6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 2条も3条もそうなのですが、「従前の例によることとされ、なお効力を有する」で、ここで一旦切れるのではないかなと、それで「又は」といくのではないのかなと思うのですが、その解釈が私がおかしいのか。条例なので、法務のきちんとしたところが理解できればと思って質問をいたします。

○総務課長（三上義重君） 佐々木悠紀主任。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木悠紀主任、答弁。

○総務文書室主任（佐々木悠紀君） 委員の質問にお答えします。

まず、附則第2条の第2項、「なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は」何々の規定によることとされるということで、これらは全て従前の例によること、そしてなお効力を有すること、そして何々の規定によることとされるということで、全て並列的な記載になっておりまして、これをひとつ丸で止めてしまうと、また同じ形で条例の施行後にした行為に対してというふうに繰り返しになってしまいますので、なので3つのことを並列して「又は」でつないでいる形になってございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを行います。

◎議案第2号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する
る条例について

○委員長（三田地泰正君） これより議案第2号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第2号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機、これはマルチコピー機とも申しますが、こちらのほうから住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できる、いわゆるコンビニ交付を開始するに当たり、関連する岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

改正部分についてご説明しますので、5ページの新旧対照表をお開きください。初めに、岩泉町印鑑条例の一部改正でございます。第14条は、印鑑登録証明書の交付について規定する条項であります。第1項に括弧書きの部分、「(多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときを除く。)」を加えます。これにより、コンビニ交付の際は印鑑登録証の提示を必要としないものであります。

次に、第2項を新設し、現行の第2項は第3項に改め、第3項中においては、印鑑登録証の後に括弧書きで「(前項の申請にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。)」を加えます。また、第3項を第4項に改めます。

改正後の第2項及び第3項では、現在は役場または支所窓口で印鑑登録証明書の申請をする場合は印鑑登録証の提示が必要であるところを、登録者本人の申請に限り個人番

号カードの提示により交付申請が行えるようにするものです。

次に、第15条を新設し、現在の第15条から19条までは条の新設に伴って1条ずつの繰上げとするものです。なお、第15条の新設につきましては、コンビニ等の多機能端末で印鑑登録証明書を請求するときは、個人番号カードまたは必要な設定を行ったスマートフォンを使用して必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができることを定めるものであります。

次に、7ページ、岩泉町手数料条例の一部改正です。第2条の表中の改正となります。19の項を新設し、印鑑登録証の交付手数料を新たに1枚につき300円と定めます。印鑑登録時に交付する印鑑登録証の交付手数料につきましては、現在当町では徴していないところでございますけれども、県内33市町村におきましては本町を含めて2町村のみがこの手数料を徴していない状況にあります。このことから、今回この手数料につきましては新たに徴すよう改めようとするものであります。

次に、21の項を22の項に改め、住民票等の交付手数料につきましては1通300円に改めます。現在窓口で交付する住民票等は、1人1枚の住民票となっているため、世帯員が複数以上の場合の交付、このときに世帯の人数に応じて枚数が増えることとなり、交付する住民票の枚数が増えるということになります、そしてその枚数に応じた形で、交付手数料は1枚増えるごとに100円ずつ加算するという形となっています。これに対し、新たに開始するコンビニ交付におきましては、1枚に4名分までを記載する住民票が交付できるようになるため、今回を機に窓口交付とコンビニ交付の手数料の整合性を図るため、1通という単位で300円に改めようとするものであります。

また、19の項を新設したことにより、現在の19の項は1項ずつ繰り下げるものでございます。

4ページにお戻りください。附則によりまして、施行につきましては令和7年1月1日からとしております。

以上で議案第2号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 本案について提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1 点、確認をさせていただきます。コンビニですので、町内であれば岩泉とか小本、これで可能と。それから、県内の各地区に行っても、自分でカードを持っていれば各地区のコンビニで登録証明書は受領できるというふうなことでよろしいですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回のコンビニ交付、町内は2店舗ございますが、県内、そして全国問わずのコンビニ等で交付を受けられるという形となってまいります。

○委員長（三田地泰正君） 6 番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） すみません。スマートフォンのところがよく理解できなかったのですが、スマートフォンを持っていないとできないということなのか、その説明をもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） スマートフォンの交付に関しましては、当然スマートフォンをまずお持ちであることと、スマートフォンの中にアプリの設定が必要となってまいります。そちらのほうを設定したスマートフォンを持ちますと、マイナンバーカードの代わりにスマートフォンでも交付を受けられるという形になってまいります。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 1 点、お伺いいたします。

手数料が発生することによって、本町では幾らの金額が見込まれるのかお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） まず、住民票の交付の手数料に関しましては、新たに窓口を増やすという考え方でございますので、必要な件数に、交付の申請にさほど差はないのかなと思っております。

そして、新たに印鑑登録の関係で、登録の交付につきましては昨年度の実績で年間231件でございましたので、これを有料にしていくことによりまして年額で6万9,300円、新た

な収入となる見込みでございます。

○委員長（三田地泰正君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） コンビニエンスストアで交付できるようにということでしたけれども、それ以外の民間機関、例えばゆうちょですとか、そういった窓口で展開できる可能性があるかどうか、お分かりの範囲でお答えください。

○委員長（三田地泰正君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 今回のコンビニ交付、主にやはり現在においてはコンビニが中心となってまいります。一部イオン等でも機械を設置している店舗のほうでは取得が可能となります。

郵便局におきましては、まだ郵便局のほうにそういった機器が設置されていない部分がありますが、将来に向けては設置されていくのではないかなという見通しは立てている状況でございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 2 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第 3 号に入ります。議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第3号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険法の一部改正により、本年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、同法に基づき本条例に規定していた被保険者証の返還や返還義務に応じない場合の罰則部分を削除するものでございます。

改正部分の説明をいたしますので、3ページ、新旧対照表をお開きください。第6条中、「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削ります。

2ページにお戻りください。附則により、施行につきましては令和6年12月2日からとしております。

以上で議案第3号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第４号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水

道法施行条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君）　これから議案第４号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（山岸知成君）　それでは、議案第４号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について説明させていただきますが、議案名称でも分かるとおり、２つの条例を改正する内容となっています。それぞれ担当課は異なっておりますが、私からまとめて説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、説明させていただきます。この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

まず、この法律の内容についてですが、この法律の施行により４月から水道に関する国の所管は国土交通省あるいは環境省に厚生労働省から替わるなど、国で所管する事務事業が整理されたところですが、今回の条例の一部改正は、この法律に合わせて関係する国の規則や政令などが順次改正されており、これらに合わせて一部改正するものとなっております。

それでは、３ページの新旧対照表をお開きください。まず、３ページは岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正となっておりますが、今回の法律施行に伴い条ずれが発生したことから、「第14条第１項」を「第13条第１項」に改めようとするものです。なお、条例の趣旨等に変更はございません。

次に、４ページをお開きください。岩泉町水道法施行条例の一部改正ですが、水道技術管理者の資格について、第４条第１項第６号において「厚生労働大臣」としていたものを「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

２ページの改正文にお戻りください。附則により、この条例は公布の日から施行する

ものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 1つの省庁でよかったのが、なぜ国土交通大臣と環境大臣という2つになっているのかなというところがちょっと素人には理解できないので、教えてください。

○委員長（三田地泰正君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） この内容ですけれども、大きく言いますと施設整備とか管理とか、そういったものに関するものは国土交通省が所管するものとなっておりますし、水質基準であるとか、そういったものについては環境省のほうで所管することとなっております。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） そうすると、資格取得は別々に……前もそうなのかもしれないけれども、別々に受けなければいけないと。岩泉では、この資格は皆さんが保持しているんじゃないのでしょうか。

○上下水道課長（山岸知成君） 中島康光総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 中島総括室長、答弁。

○上下水道課総括室長（中島康光君） お答えいたします。

まず、資格の部分の国交省サイドになりますけれども、こちらにつきましては、今現在のところでは該当する要件に係る国交省所管の部分はないのですが、環境省のほうで定めている部分がございます。失礼しました。国交省の部分が、国交省大臣が指定する者が行う講習会を修了した者が資格要件に該当するという部分になるわけですけれども、そして環境省等に関しましては大学卒の衛生工学とか、そちらを専攻した者に対する資格要件が該当になるかと思います。今現在の水道技術管理者の有資格者につきましては、庁舎内であれば私一人という状況になっております。今後、資格要件の緩和が条例改正のほう、予定されておりますので、そちらの緩和によって、該当する人は数名だと思います。

ますけれども、該当する人が出てくるかなと思われます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） いやいや、そうではないな。

6 番。

○委員（三田地久志君） 今の答弁を聞いていて、岩泉では中島さん 1 人で頑張ってきたのかなという、改めて。やはり水道は町民の命を守っているものなので、そういう管理者の方はもう少し増えてほしいですし、安全、安心を届ける行政サービスの一環でもありますから、何とか町長、副町長にも頑張ってもらって、職員のそういうところの資格も頑張って取って、資格取得ができるような形を整えてもらえればと要望して終わります。

○委員長（三田地泰正君） いやいや、私からちょっと答弁漏れかなと思って、いわゆる登録申請する場合に、今までは 1 か所で、1 つの大臣でよかったが、2 人の大臣からいただくのかというのを聞いているわけだ。これについて。連名なのかな。

山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

今現在のそういった資格取得等に関する手続に関しては、日本水道協会県支部というのがございまして、そこにそれぞれが委託しているのですが、要は言い換えますと盛岡市さんのほうで研修であるとか、そういったようなものをまとめて受けられるような格好を取っておりますので、それぞれ別個に手続するというのではなくて、実態とすれば盛岡市さんのほうに行って研修を受けるというような内容です。ただ、先ほど答弁したとおり、今後規制緩和というか、そういったのも進むので、少しその辺は緩くはなっていくとは思われますけれども、現状はそういったところです。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えをお願いします。

◎議案第5号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） これから議案第5号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第5号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため制定するものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、改正の内容でございまして、今回、児童の年齢区分に対する保育士の従事者の配置基準を変更するものとなります。満3歳以上、満4歳に満たない児童についてでございますが、これは「20人につき1人」から「15人につき1人」に、満4歳以上の児童については「30人につき1人」から「25人につき1人」にそれぞれ変更するものであります。保育施設の区分に応じまして、第30条は小規模保育事業所A型について、第32条は小規模保育事業所B型について、第45条は保育所型事業所内保育事業について、第48条は小規模型事業所内保育事業となるものでございます。なお、この条例に規定する事業所は、現在のところ町内にはありませんので、今回の改正について影響はないことを申し添えたいと思います。

2ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する

こととしております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えをお願いします。

◎議案第6号 ふれあい農園条例を廃止する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第6号 ふれあい農園条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第6号 ふれあい農園条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

ふれあい農園は、園芸振興のため、栽培技術の確立と啓蒙、普及を目的とするパイプハウス造の体験農園と、町民に農業に触れ合う場を提供し、農業への理解を深め、交流による地域の活性化を目的とする町民農園から成り、平成9年度に開設されたものです。今般ふれあいらんど岩泉再整備工事に伴い、その全部が工事の敷地内となり、農園を廃止することとなったことから、この条例を廃止するものです。

2 ページの別紙を御覧ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 6 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 6 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、町が農業者等に代わり農地・農業用施設の復旧事業を実施した場合に、地方自治法で規定する分担金を受益者から徴収し、事業に要した費用に充当するために制定したものでございます。今般、台風第 5 号により、町内の農地・農業用施設も大きな被害を受けたことから、災害復旧事業を実施するに当たり、受益者から分担金の徴収

をするため、この条例の一部を改正するものです。

それでは、3ページの参考資料、新旧対照表を御覧ください。第2条の定義において、第1号の災害に「令和6年台風第5号災害」を加えるものです。

2ページの別紙にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ご説明なかったのですが、前のことを見ればいいのかと言われるかもしれませんが、そうしますと分担金の率とか額はどのぐらいになっていますか。まず、それ。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 分担金の率でございますけれども、農地の場合ですと事業費に対して1.9%、農業用施設の場合ですと0.2%となっております。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） それで、今回の第5号災害の災害の状況、額はどのぐらいで、分担金はどのぐらいを予定しているか。補正予算を見ればいいのか。まず、この点をお答えください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上智総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） それでは、予定しておる復旧工事の該当箇所でございます。今予定しておりますのが、調査が終わっておりますのが5か所ございます。それ以外に予算としては、あと5か所分を計上させていただいて計10か所分、400万円の予算を今回5号補正のほうに、10款2項1目に計上させていただいております。農地の分担金といたしまして、歳入のほうでございますけれども、12款1項1目に7万6,000円という形で歳入のほうも計上させていただいております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを行います。

○議案第8号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開

放に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） これから議案第8号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） 議案第8号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

3ページの参考資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、岩泉町立学校設置条例の一部改正では、第1条で岩泉町立釜津田小学校の項を削るものであります。釜津田小学校の今後の在り方につきましては、昨年度、学区を対象とした教育懇談会を開催し、意見交換を行ってきたところですが、その結果、令和6年度末での閉校、そして令和7年度から岩泉小学校に統合することで合意したことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。釜津田小学校統合に関する同意書の取りまとめ結果は、対象世帯110世帯中96世帯から同意いただき、同意率は87.27%となったところでござい

ます。

続いて、岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正では、学校設置条例の一部改正と同様の理由から、第8条、使用料関係の別表第1に掲げる釜津田小学校を削るものであります。

2ページにお戻り願います。附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1つは、学校統合で同意率というか、86%ということで、残った方々については特に問題がないというふうな認識なのかどうかをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 今回、釜津田小学校の同意率が87.27%ということで、令和になってからのここ5年の学校統合の中では一番高い同意率であったという結果でございますし、今回同意いただけなかった方は、住民票があっても地区に住んでいないとか、長期入院中であったというふうな状況もございますので、ここなかなか100%というのは難しいということもありますし、前段で話ししたとおり、これまでのほかの学校の学校統合に関する同意率と比較しましても高いということで、特段問題はないというふうに解しております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） それで、地域的に問題がないということであればよかったなと思いますし、かつ統合まではこぎ着けて、安家でもどこでもそこまではよかったなと。ただ、統合するまでは気がつかなかったけれども、統合した後に問題が生じて、あとはなかなか統合すると教育委員会との交渉も時間に限度があるというふうなこともあったりしますが、そういう問題は釜津田については考えられる点があるのかないのか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 釜津田小学校の学区では、現在学校閉校に向けての懇談会とか、地区内のそれぞれ実行委員会を立ち上げて協議等をしております。その中の一部で、スクールバスの運行に関することも今議題に上がっておりまして、教育委員会からも参加し、その辺を課題に残らないような対応ということで順次協議しております。

そのほかにつきましても、今後もまだこういう協議の場というのはなされていきますので、先ほど委員ご指摘のとおり、できるだけ統合前にそういう課題として拾い上げるような事柄につきましては、事前に解消するように我々も努めていきたいなというふうに思います。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） お願いします。今までののは中学生でしたから、体力もあると。今度小学生になったことによって、予想しないような事柄もできるかもしれませんので、そこは慎重によろしくお願いします。

もう一点は、学校開放で釜津田小学校が今度削除されたということになって、立派な体育館があるわけですが、地域の人たちからの使いたいというふうな意向も予想されますが、その点についてはどうでしょうか。

○教育次長（三上訓一君） 田鎖総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖総括室長、答弁。

○教育委員会事務局総括室長（田鎖康之君） お答えいたします。

閉校になった施設については、学校施設ではなくなりますけれども、教育財産の使用許可、こちらをもって開放と同じような使い方を使っていきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ちょっと確認なのですが、施設の開放、体育館のことは分かるのですが、校舎のほうを例えば地域の行事とかイベントとか、そういったもので一部を使いたいというふうな話があった場合は、これは可能かどうかをお伺いします。

○教育次長（三上訓一君） 田鎖総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖総括室長、答弁。

○教育委員会事務局総括室長（田鎖康之君） お答えいたします。

校舎等についても、地区の行事等で使う分については、こちらは使っていただいて結構でございますので、どうぞ使用していただきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 1点、お伺いいたします。

安家小学校閉校時も伺いましたけれども、今回釜津田小学校が残念ながら閉校するというので、学校林は所有しているのか、そこをお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 釜津田小学校につきましては、学校林はございません。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のため11時10分まで休憩します。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時10分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き、ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第9号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

○委員長（三田地泰正君）　これから議案第9号　令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君）　それでは、議案第9号　令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、さきの台風第5号による災害復旧に係る経費、昭島市さんとの友好都市協定10周年記念事業、さらには昨年度、国庫負担金等を導入して行いました事業の実績額の確定に伴います国庫負担金等の精算返還金等、早期の対応を要する事業につきまして追加の予算を計上したところでございます。なお、今回の補正予算におきまして、今年度の職員体制に基づく人件費の調整も行っておりますことを申し添えます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。別冊のつづりとしてお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長からの説明がございますので、ここではその他の主な補正予算項目をご説明させていただきます。

まずは、12ページを御覧願います。2款1項3目財政管理費、24節に財政調整基金積立金4億800万円を追加しております。これは、地方財政法の規定により、繰越金の2分の1以上の額を財政調整基金に積立てを行うものでございます。同じく6目企画費、7節、地域おこし協力隊報償費403万2,000円、12節、地域おこし協力隊受入事業者委託料200万円、次の13ページ、18節、地域おこし協力隊活動費補助331万6,000円を追加しております。これは、地域おこし協力隊の活動費の制度改正によりまして上限額が増額となったことに伴い、増額支給を行うものでございます。

次に、飛びますが、15ページを御覧願います。3款2項2目児童措置費、19節に児童手当2,252万円を追加しております。これは、本年10月から児童手当制度が改正となることから、それに対応するものでございます。

続きまして、次のページ、16ページを御覧願います。4款1項6目環境衛生費、18節に飲料水共同施設災害復旧補助金500万円を追加しております。これは、台風第5号、大雨災害で被災した5つの組合の災害復旧に対する支援となっております。

次に、飛びまして18ページを御覧願います。5款2項2目林業振興費、7節に有害鳥獣捕獲等報償費1,760万円を追加しております。これは、ニホンジカの捕獲頭数が依然として増加していることから、追加をお願いするものであります。

続きまして、飛びまして20ページになります。6款1項4目観光施設費、14節にふれあいランド岩泉再整備工事3,696万円を追加しています。これは詳細設計を進めている中で、発注時には想定していなかった事由が発生したため、交付金対象事業の見直しによりまして交付金対象外となった事業の調整のための増額補正をお願いするものでございます。

次に、また飛びまして24ページを御覧願います。10款2項1目農業施設災害復旧費、14節に農地小災害復旧工事400万円を追加しております。これは、さきの台風第5号災害で被災した農地の災害復旧工事を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページにお戻り願います。10款1項1目地方交付税で普通交付税1億1,742万4,000円を計上しております。これは、本年度の普通交付税の額の確定に伴うものとなっております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金で児童手当1,762万3,000円、次のページ、10ページ、15款1項1目民生費県負担金で児童手当246万8,000円を計上しております。これは、本年10月からの制度が変更となる児童手当の国及び県の負担金となっております。

続きまして、18款2項2目町債管理基金繰入金で2億円の減額、同じく3目公共施設等整備基金繰入金で1,850万円の減額計上をしてございます。

次のページ、11ページを御覧願います。19款1項1目繰越金で前年度繰越金6億7,606万1,000円を計上し、財源の調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、地方債補正をご説明申し上げます。6ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。過疎対策事業、災害復旧事業、臨時財政対策で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を13億1,440万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。

ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、新規事業の説明のほうをさせていただきます。

令和6年度補正予算新規事業等概要の1ページになります。2款1項6目、事業名が自立・分散型エネルギー供給システム構築計画策定等事業となります。事業主体は、岩泉町でございます。

事業でございますが、再生可能エネルギー導入による災害レジリエンス向上に向けて調査及び検討を行います。その上で、自立・分散型エネルギー供給システム構築に向けた計画を策定してまいります。あわせて、災害時における再生可能エネルギーの重要性や当該エネルギーの有効性の普及啓発を図るため、町民などへ説明会等を開催してまいります。

内容ですが、1つには自立・分散型エネルギー供給システム構築計画を策定いたします。内容は、事業コンセプトの立案、電力需要量の検証、電力供給ポテンシャルの算出、実施体制案の構築等となります。

次に、普及啓発につきましては、説明会等の開催、あと普及啓発ツールの企画・作成等を行ってまいります。

事業費が942万7,000円、スケジュールでございますが、令和6年9月から令和7年2月までを予定しております。

財源につきましては、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業で上限額500万円を導入いたします。事業費の内訳は、その補助金が500万円、残りは一般財源で442万7,000円、合計942万7,000円となります。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

2 款 1 項総務管理費、12ページから13ページです。質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それでは、まず端的なのから質問させていただきますが、地域おこし協力隊、6 目の企画費にあります。これは既存の方々への補填なのか、それとも新規の人がおいでになるのか、その点についてお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上室長。

○政策推進室長（三上高人君） 答えいたします。

今回の補正予算で計上させていただいております額でございますけれども、従前からあります地域おこし協力隊の方々の報償費と、あと補助金を増額させるための内容となっております。総務課長からも先ほどご説明あったとおり、国のほうで地域おこし協力隊の推進要綱が今年の3月に改正されまして、480万円から520万円に上限額が変わっております。今回、本町でもこちらの520万円に合わせる形で、報償費の上限額を現行の300万円から320万円、補助金の増減額を180万円から200万円に増額させる予定となっております。

また、受入れ事業者ということで、事業所受入れされている協力隊の方々もおりますので、現在5名いらっしゃいますので、その方々も1人当たり40万円増額となりますので、4 掛ける 5 で200万円という形で増額補正のほうをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8 番。

○委員（坂本 昇君） 既存、現在活動しているの方々への上乗せということになります。

それから、18節の地域おこし協力隊起業の補助金ということで、この方はどういう起業を考えておられるのか、お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

こちらの100万円でございますけれども、ちょっと内容のほうを補足させていただきますけれども、こちらの起業の補助金なのですけれども、協力隊の現役の隊員の方で、隊員2年目を迎えた方から活用することが可能です。2年目を迎えた方から卒業後の1年間の間までに活用ができる100万円となっております。今回のこちら100万円でございますけれども、農林水産課で受入れのほうをしている方となっております、ご存じかと思うのですけれども、雪板を作っていらっしゃる方でして、私も一回滑らせてもらったのですけれども、非常に岩泉町に合ったアクティビティーをされているといったところで、こちらを中心に活動している方の起業に関する補助金を交付するものでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） この方は、まず3年間は地域おこし協力隊で、4年目に入ったときに起業が可能だと。起業をしたときの縛りというか、起業をされた場合は何年間かやっぱり継続してやっていただきたいというふうな願いもあるのですが、その縛りというのがついているのかどうか、お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

特に町の要綱等では、そういった縛りみたいなものは設けてございませんけれども、やはり委員ご案内のとおり、起業の100万円ですので、せっかく活用いただくということであれば、しっかり町のほうに根づいていただいて起業活動を続けていただければという思いで交付させていただくものとなっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） もう一点、お願いします。次に、報償費の式典等記念品、この内容、対象についてお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上薫総括室長、答弁。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

今回２款１項６目に補正でお願いいたしました報償費でございますが、まず交流会出演団体謝礼、これは10月27日の式典で岩泉町内の郷土芸能団体をお願いすることを考えましての謝礼。

そして、食文化紹介協力謝礼、こちらは昭島市の皆様が今度龍ちゃんもみじアムをご見学なさる際に、岩泉町の雑穀文化をご紹介したいと考えておりまして、その際に雑穀のお菓子をご用意したいと思つての、そちらを作る方への協力謝礼でございます。

そして、式典等記念品、こちらは昭島市の皆様へ岩泉町の特産品をご紹介するため、まず今計画しておりますのは町産材でネームプレートを作成いたしまして、そちらに記念として式典の日付等を入れまして、記念品として差し上げることを考えております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） ３番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 地域おこし協力隊の関連というか、ちょっと確認をしたいと思えますけれども、13ページの活動費補助金と起業補助金は、これは別のものと考えて捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり別のものでございまして、起業に係る分の補助金が100万円ということで、通常の補助金は今回の補正予算、お認めいただければ、上限200万円という形になってございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ３番。

○委員（畠山昌典君） 了解しました。そうすると、例えば２年目に入って起業補助金という形があります。この補助金は１回で終わりなのか、それとも３年たって、もう一回そういった何か制度的なものがあるのか、それはいかがですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

起業補助金は、1回限りでの交付となっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） それと、今回国のほうで増額がされました。前から岩泉町に協力隊がたくさん来るというところは、補助金、報償費、給料がほかの自治体に比べて高く設定されているというのが一つの魅力だということは前の委員会とかでも確認しています。国では、地域おこし協力隊員を増やしたいということで、こうやって増額をしているわけなのですけれども、そういった考え方、岩泉町の考え方、今までと同じで、増額した分を、それをそっくりそのままというか、隊員にお支払いしていくというか、そういった考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩泉町では、現在は上限額で設定をして、今回もそういう形でやらせていただいております。これは、全額特別地方交付税のほうで措置されるということになっています。これは、その都度都度判断していくという格好にしております。今回地域おこし協力隊の方からも、地域振興協議会からも要望がありまして、いろいろそれを検討した上で決定しております。これについては、ではこれが1,000万円になったら1,000万円上げるのですかという話になれば、岩泉町の皆さん、所得がございまして、そういったのとの兼ね合いもあって、やはり地域おこし協力隊はどんどん増やしたい、皆さんに活躍していただきたい、その中でも町民の方々と一緒になって協力してやっていただきたいと、そういったところも、変なそういうトラブル、あつれきというか、そういったものないようなところでこれは判断していきたいなと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） まさにそこを聞いたかったのです。例えば町内でもそういった、今おっしゃったように所得の関係で何かトラブルがあったりとか、あるいは他市町村との違いで、そういった何かしらのトラブル的なものがないのかなということを聞きたくて質問させていただきました。それは、本当に全くないと私たちも捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私の理解では、そういった声がゼロではないかとは思ってはおります。ただ、皆さんとお話ししていく中では、やはり町民の方々が受入れ態勢、かなり取っていただいています、できればこういった若い人たちに来てもらって、いろいろ活躍してもらいたいと、一緒にやっていただきたい。いろんな説明会、地域おこし協力隊の発表会もありますけれども、そこでも皆さんのほうからはぜひ頑張ってほしいと、地域おこし協力隊の方々のフォローも役場としてもいろいろやってほしいという意見をいただいておりますので、そういった部分では現状ではうまくやっているのかなと感じております。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） そうであれば、非常にいい環境ではないかなというふうに思っています。いずれにしても、3年間が終わってから岩泉に皆さんが移住して、継続してここに住んでもらうということが一番の目的かと思いますので、ぜひそれにつながるような、そういった対策というものをしっかり取って行ってほしいなと思いますので、お願いして終わります。

○委員長（三田地泰正君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 我々のほうも漁業者、本当にそれこそ生産人口もずっと下がっておるものですから、地域おこし協力隊の方を漁業のほうにも何とかお願いしたいのと、募集の件を何とかお願いしたいと思うのですが、そこら辺の考えをご答弁お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

漁業関係でございますけれども、以前もこういったお話をいただいているかと記憶しておりますけれども、現在、愛土館の関係でしたり、あとフィッシャーマンということで、小本浜漁業協同組合さんに受入れしていただくような募集案で、募集のほうを引き続きかけさせていただいているという状況でございます。ですので、正直なところ、問合せもちょっと少ないというのが現状ではございますけれども、引き続き有料というか、そういったサイトにも掲載させていただきながら、募集のほうは続けていきたいと考え

ている状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 10番。

○委員（三田地和彦君） 今業種も言わないで言ったわけなのですが、やっぱり定置漁業で、それからもう一つは養殖漁業、これが本当に際どい線まで来ているものですから、地元の間人だけではもうほとんどカバーできないような状態なものですから、そこら辺も我々でも農林水産課のほうとも話をして、何とか1人でも2人でも見つけられるような人員確保をお願いしたいなと思っておるものですから、よろしくお願いします。これは要望にしておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 自立・分散型エネルギー供給システム構築計画についてお尋ねします。

基本計画を昨年度策定していただいていたけれども、いま一つ事業スキーム、絵は描いてあるのですが、実感が持てないので、改めての質問です。再生可能エネルギー自体は、様々な民間事業者の、地域の新たな活動財源になり得るのかなというふうに認識しているところですが、希望する事業者は自分で直接投資をして、設備をつくって売電してということで初めて収益が成り立つということなのか、もしくは一部官設民営のようなことも選択肢には考えられるのか、現状でお答えできる範囲で回答ください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状では、やはり民間投資のほうが先行しておりますで、もう既に風力発電、それから小水力発電導入に向けて動いております。これはこれで、民間投資が町への経済的な波及効果というものもあると思っておりますので、例えばそれに携わる建設業界もそうですし、その人たちが泊まる場所、食べる場所、あとはもっと細かい話で言えば弁当を購入してやってもらっているのも、町内の事業者にも影響があるとか、そういったのもございます。その後の運営につきましても、できれば町内事業者さんを使いながらやってほしいというところで考えています。

次に、町のほうで、今回自立・分散型のほうでいろいろ考えていきますのは、地域新電力を含めた、ここでの消費を考えています。そこと民間事業者が一緒にやるというの

も、これも一つの選択肢としてあると思っています。本来であれば、町が自主電源を持って、それを小売のほうにつなげていったほうが安い電力を町内の人に供給できますので、本来そこまで持っていきたいのですが、まずは民間と一緒に、そして地域新電力は民間投資も入れながら町も入ってやるとか、今回そういったのも含めて実施体制を、ちょっとスキームというかをつくる場所もこの中でいろいろ進めたいと思っております、それも含めて検討をするということにしております。

○委員長（三田地泰正君） 1 番。

○委員（千葉泰彦君） 住民向け、住民というか、事業者、町民向けの説明会ですとか、そういった準備も事業費の中に含まれているのかなと思って拝見しました。例えば先般の一般質問では、地域振興協議会について申し上げましたが、逆に自立できる地域振興協議会はそういった財源とかも自分たちで確保して、自主財源で運営できるといったようなことですか、第三セクターの新たな収入源にするのですとか、様々な可能性があるのかなというふうに認識しているところです。啓発ですとか説明会ですとか行っていく際に、ですので幅広い対象に対してチャンスがあるのだということでお伝えいただければなという願いをして終わります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 関連で、今課長のほうから小水力発電の話がありましたので、今現在予定されている小水力発電の箇所数が分かればお伺いいたします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（三田地泰正君） 竹花環境エネルギー室長、答弁。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） お答えいたします。

町内で予定されている小水力発電の箇所については5か所になります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（八重樫龍介君） 河川でいくと、場所が分かるのであればお伺いいたします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（三田地泰正君） 竹花環境エネルギー室長、答弁。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） お答えいたします。

河川名につきましては、松ヶ沢が2か所、安家川が1か所、猿沢川が1か所、青松沢が1か所になります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 自立・分散型エネルギーに関連しましてお聞きします。

なかなか理解できないのですけれども、例えば説明で電力需要量の検証、③の電力供給ポテンシャルの算出ということはあるのですけれども、そうしますと簡単にこれらを使って地域で新電力を経営して、この事業を岩泉だけでやっていくということなのかなと思いますけれども、そのスキームを今後つくっていくということではありますが、なかなか理解できないので、これについてももう少し詳しく、どう展開していくのかお尋ねします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（三田地泰正君） 竹花室長、答弁。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） それでは、自立・分散型エネルギー供給システム設計関係の事業内容について、若干ですが、詳しく説明させていただきます。

先ほど委員からご質問のございました電力需要量の検証につきましては、まずニーズ調査であったり、世帯数や施設数といった指標の整理を行いまして、誰に電気を配るのか、需要家のほうを検討させていただきます。あわせて、どのくらいの電力量等が必要になるのかといったあたりを調査いたします。

次の電力供給ポテンシャルの算出になりますが、こちらはこういったエネルギーを活用するのかといったあたり、それから事業を実施するエリアはどの辺りがいいのかというあたりを整理していただきまして、最後の実施体制案の構築となりまして、事業実現に向けて、それらのエネルギーをどのように配るのか、それから誰が実際、事業実施主体となってやるのかというあたりを検討していただく予定としております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） スケールの大きい膨大な計画になるのかなと思います。ニーズの

世帯数、どのぐらいの電力がというのは大体分かるわけですが、電力供給ポテンシャル、これは再エネルギーと例えば水力、ウインドファーム、風力、あとは太陽光等々で民間がやる、あるいは町は今のところ計画はないようでありますけれども、これらのことを想定して、町内、中の地域の新たな電力を確保する、このぐらいをやっていくというのは、今新たな電力を予定していると、つくっていくものを予定しているということでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（三田地泰正君） 竹花室長、どうぞ。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） 委員ご指摘いただきました電力にプラスいたしまして、木質バイオマスを活用いたしまして、木質バイオマスにつきましては電気の利用プラスで熱利用をできないかどうかといったあたりも今回検討する予定としております。以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） ここで細部にはこれ以上入りませんが、計画でありますので、頑張って調査して立派な計画に、それがどうぞ実行できるように、実現できるようにぜひやってもらえればなと思います。今回はここまでにしておきまして、また改めてここについては取り上げていきたいと思います。

終わります。

○委員長（三田地泰正君） 8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この事業についての説明会という設定ですが、町民に対してのこの事業、自立・分散型エネルギー供給システムというのはこういうものだという説明会になるのか、それから今質疑になっているような事業を起こしてもらいたいと、それから成り立つ方法についての、そういう方々を対象にして説明会というのは考えているのか、どちらでしょう。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） まずは、今いろいろお伺いしている、町民の方からもお伺いするのですが、やはりどういうことをやろうとしているのかがいまいち分からないとか、あと再生可能エネルギーというのは何だというところからのスタートか

と思っています。まずは、その啓蒙普及というところは、そういったのを、どういうことをやろうとして、再生可能エネルギーをやるというのは、では一体何でやらなければならないのか、それをやることによってどうなるのかというようなところからのスタートでやりたいと思っています。まずはそれを、我々もそうですし、議会議員の皆さんにもぜひ参加していただいてという場面も、講演会とかいろいろつくりたいと思っていますけれども、皆さんが地域に入って行ってそういったのをやっていく中で、では自分のところで動いている水力発電は何のためにこれはやっているのかというのを理解してもらったり、あと風力も、今度釜津田のほうにできるのは本州一大規模な風力発電ができます。では、これができたことによってどうなるのかというあたりも含めてやっていく。その次には、では事業者の方々はどのようなメリットがあって経済が回っていくのだとか、こういったのを段階的に理解してもらいながらやっていきたいという意図でございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そういうふうに段階を追ってもらえば、町民も理解が進むのではないかなと思いますが、そのときにどうしても、やっぱりエネルギーですから、横文字が不可欠かなというときに、災害レジリエンス向上に向けてとか、せいぜいエネルギーとかシステムというのは一般町民向けで理解ができるのですけれども、専門用語的な部分については注釈なのか、それとも分かりやすい日本語なのかというふうなところで、一般町民の方々に説明会のときには集まっていただいて、そして分かりやすい形で理解を深めていただきたいと、これは要望しておきますので、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 風力発電についてお聞きします。

今計画している黒森の風力発電ですが、現在はどのように進行しておるのかお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 風力発電につきましては、既に着手しておりますのが水堀地区、それから今環境影響評価用地、進んでいますのが釜津田です。そして、黒森ですが、これはまた違う別事業者さんが今調査をしようということで中のほうに入って

いますが、1つにはせんだって岩手県のほうで出していましたイヌワシのレッドゾーンの関係がありまして、実は黒森近辺、イヌワシの生息地というのですか、そういったところがあるようです。その中で、ではイヌワシ対策をどうするかというところで、まずはその対策をちょっと考えなければならないというところで、今事業者さんの内部のほうでもいろいろと検討をいただいているというような状況になっております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） あそこは、どうしても牧野を利用して契約するということを聞いておりますが、ぜひ牛も、短角も放牧しておりますので、支障のないようにできればなと思っていますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

1 項総務管理費を終わります。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費に入ります。

ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についても質疑を行います。ありませんか。ホールディングスも併せて。

○委員（坂本 昇君） 第三セクターということによろしいですか。

○委員長（三田地泰正君） きのご産業と総合観光も含みますので。

それなら、8 番。

○委員（坂本 昇君） きのご産業と総合観光について、純利益というところでの表が出ました。片や30万円、総合観光のほうは300万円ということで、マイナスではなくてプラスに転換したというところに期待が持てるわけですが、この影響でいって年間の営業関係が好転する見込みがあるかどうかという点の見通しはどうか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） では、きのご産業につきまして、私のほうから説明させていただきます。

6 月30日までの部分につきまして、黒字という形になってございます。これにつきましては、市場価格が通常より高めに、ずっと高止まり傾向にありまして、そのままいい

状況で続いているところでございます。

しかしながら、10月に最低賃金が大幅に上がりました。これによりまして、きのこ産業につきましても数千万円ぐらいの影響が出てくるものと考えられます。ただ、これからキノコの、シイタケの需要期にも入っていきますので、プラスしてヒートポンプエアコンの設置等も続けていくので、そういったいい情報もありますことから、なかなか人件費等、固定費についてちょっと圧縮するのは難しいところもありますけれども、その他の経費の圧縮、あとは有利販売等での販売増を目指して頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、私のほうから岩泉総合観光のほうを説明いたします。

まず、第1・四半期については、323万円ほどの利益ということになってございます。状況、こういったプラスの要因を生んだものとしましては、龍泉洞レストハウスなり、おにぎり屋のほうの新規の事業部門が大きいものと思っております。こちらのほうで、前年比では1.7倍、計画に対しては1.5倍ほどの売上げが増えてございまして、金額ベースで約480万円の増収になってございます。こちらの要因が一番大きいのかなというふうには見ているところでございます。

あと、今後の予定でございますけれども、8月は先般の台風によりまして閉洞があり、お客様のキャンセルのほうも200名を超えるキャンセル数があったわけでございますけれども、そういったものもリカバリーしていくための対策といたしましては、当初計画しておりました冬期間の誘客対策のほうを今重点的に取り組んでいるところでございますが、具体的には2月に特別ツアーを企画していきたいということと、秋には体験型のツアーとして企業の皆さんの保養型のツアーということで、こちらのほうも企画している状況でございます。加えまして、あとはマツタケを活用した売上げ増というところで、ふるさと納税の関係、あとはホテルニューオータニへの販売というところで考えているようでございます。こういったところで、まずは売上げを前年比で2,000万円ほど増やしていかなければ、収支的には計画どおりに達成できないというふうに思っておりますので、引き続きこちらは当課のほうでもいろいろと関与しながら進めていきたいなとい

うふうに思っています。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。ホールディングス。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

席替えをお願いします。

次、3項戸籍住民基本台帳費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、6項監査委員費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

3款1項社会福祉費に入る前に、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎政策推進課長の発言

○委員長（三田地泰正君） 審査に入る前に、佐々木政策推進課長より発言の申出がありますので、これを許します。

はい、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） すみません。審査に入る前に、午前中の政策推進課の審議の中で、13番委員のほうから質問がありました水力発電の可能性の調査で、これ今やっている箇所、何か所ですかというご質問がありまして、5か所という答弁をさせていただいたのですが、実際は6か所でしたので、おわびをして修正させていた

できます。

現在、水力発電として町内で進めておりますのが、安家川の下流域、年々方面、これが1か所でございます。それから、安家川の上流域、松ヶ沢で2か所、今進めております。あと、有芸、猿沢川ですが、水堀の下流側のところで水力の調査を進めております。もう一つが釜津田の青松沢で5か所なのですが、もう一か所、鼠入川のほうで測量を進めておりまして、こちらのほうも現在進行しております。

以上、訂正をしておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 関連。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 6か所ということですが、この中で中止になったとか変更になった場所があったらお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 再生可能エネルギー推進計画作成時点では、釜津田の駒ヶ沢も可能性があるのではないかとということで、事業者さんのほうで調査をした経緯がありますが、こちらのほうは現時点では可能性がちょっと薄いということ、採算性が薄いということで中止となっております。

なお、現在可能性調査として、今年度13河川、図上では可能性があるのではないかとということで、今事業者のほうで現地のほうに入って流量等を調査しながら可能性を調査しているところですので、水力発電とすれば町内ではまだまだポテンシャルはあるのかなと思っておりました。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、審査に入ります。

3款1項社会福祉費、14ページから15ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なければ、次に進みます。

2 項児童福祉費、質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　ここでお伺いします。

児童手当が延べで9,000万円にまで膨れ上がっておりますが、この内容についてご説明をお願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君）　中野総括室長。

○委員長（三田地泰正君）　中野慎也総括室長、答弁。

○健康推進課総括室長（中野慎也君）　お答えいたします。

2,252万円の中身のところですけれども、児童手当法が改正になりまして、令和6年、本年10月から制度が切り替わっております。この制度改正により、まず支給対象が中学生から高校生まで拡大されました。それから、所得制限、これまでは一定の所得制限があったのですが、こちらがなくなります。そして、支給額のところでは、第3子以降、これまでは1万5,000円の支給、年齢によって支給額が分かれていたのですが、これが一律3万円に増額されております。支払い方法が年3回だったものが6回に変わってはおりますけれども、今回2,252万円の増額は支給対象の拡大というところに起因するものでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君）　8 番。

○委員（坂本 昇君）　分かりました。そうすると、対象者が増えたのではなくて、制度上の問題で優遇的な措置になったということです。

そこで、所得制限が解除になったということで、所得制限が解除になった人は何人おられるのか、お願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君）　中野総括室長。

○委員長（三田地泰正君）　中野総括室長。

○健康推進課総括室長（中野慎也君）　お答えいたします。

先ほど申し上げた制度改正によって、まず支給対象者の人数も高校生まで拡大したりとか、そういったのがありまして、対象自体も増えております。これまでに比べて、63名ほど対象者が増えております。

それから、所得制限ですけれども、一定以上の所得者につきましては児童手当が支給されないことになっておりますが、モデル世帯で申し上げますと2人扶養、例えば子供1人と、あと配偶者を扶養している場合、所得で見れば934万円以上、収入で見れば1,162万円以上の世帯には児童手当は支給されないということになっておりましたが、この制度改正前は3世帯7名がこの制限に該当していたのですが、制度改正後といいますか、直近の数字では世帯数が8世帯、それから児童数が19人、これが限度額超過に該当しておりましたが、今回これがなくなるといったところでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここ、2項児童福祉費のところでお伺いいたします。

なかなかコロナの情報がつかめない状況になっております。現在、本町の感染者の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、具体的な何人という状況は現在は把握できておりません。状況しか、定点観測ということで、各医療圏の圏域で病院が指定になりまして、そこの定点観測はしているようです。県のほうで医療圏ごとに公表はしておりました。やはり最近の情勢は、夏休み、お盆明けということで、一時期、岩手県も上がってきました。宮古医療圏も上昇してきておりました。その際の通知を見ますと、15人というふうなことで出ているようでございますが、1日15人程度というふうに捉えてもいいかと思いますが、ただ最近ではまた若干下火になってきているのではないかなと思っておりました。すみません、各県内の医療圏の状況とかは、岩手日報さんで掲載はしているようですが、詳細な人数は現在は公表になっていないという状況でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） ほかに。2項、質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なければ、次に進みます。

4款1項保健衛生費に入ります。質疑はありませんか。

4 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 6 目に飲料水共同施設災害復旧補助金があります。予算の説明ですと、5 組合が被災して、これの支援ということですが、まずこの状況、内容についてお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 山岸上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、5 組合ということですが、現在押さえているのが種倉、大平、元村上、坂本、本田、この 5 組合を予定しておりますけれども、ただ現地等の調査もしてはおりますけれども、その後、水量が落ち着いたりして、また数字が変更になる可能性もまだ残っているのかなというところがございますので、よろしくお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） 5 組合で、協業体で 500 万円ということで、そんな大きな被害ではないように見えますが、ほか飲料水の水道の共同施設、全体はどのぐらいありましたか。そして、今 5 組合ということではありますが、全体像をお知らせください。

○委員長（三田地泰正君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

今、上下水道課で押さえているのは 23 組合となっております。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） 町の前の簡易水道、今町の企業の水道がありまして、そのほかの集落はそれぞれから組合をつくってもらって、補助で整備して今やっていると。それで、水道管理している各組合が、高齢化とか人口が減ったりとか、維持管理もままならないところも出てきているようでありまして、声が聞こえてはきます。これは、今ここでのこのようではないのですけれども、そういうのもどんどん出てくるかとは思いますが、まずは今の状況管理、町で組合に対してどういうふうな指導とか、どういう支援等をなさっているとかやっているのか、まずそれからお聞きします。

○上下水道課長（山岸知成君） 中島総括。

○委員長（三田地泰正君） 中島康光総括室長、答弁。

○上下水道課総括室長（中島康光君） お答えいたします。

組合水道、23施設ございます。各施設の代表者の方から、今回台風で被害があったかどうか、直後に聞き取りを行って、水の出具合を確認して、支援が必要かどうかというところは早急に対応したところではございます。

そして、通常の維持管理業務に関しまして、かねてからいろいろ検討の必要ありということで考えておりました。今年度、まず各施設代表者連絡先、こういったところを聞き出して、維持管理上、何か不都合が生じていないか、そういったところの聞き取りを行って、いこうというところでの準備はしていたところに台風災害が起きてしまいました。今後も各組合さんのほうの聞き取りを行って、どのような支援ができるか、材料なのか、人的なのか、そういったところは今後検討を継続して進めていきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 地域でやってもらえれば一番いいわけですが、今いろんな問題も課題も出てきているのかなとは思います。今お答えあったとおり、この状況をまず聞いて、そしてどこまでやるというのはまたありますけれども、施設、あるいは町がどこまでやる、あるいは塩素等、薬剤の分とか、それについてはどうぞご検討をしていただければと思います。また、これはちょっと大きな問題にもなってきますので、今後どうあるべきかを含めて、やっぱり検討はしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、1項保健衛生費を終わります。

席替えをお願いします。

それでは、16ページから17ページにまたがりますが、5款1項農業費に入りますが、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、新規事業概要の3ページを御覧ください。

5款1項4目、事業名は粗飼料緊急確保対策事業です。事業実施主体は、岩泉町になります。

事業の目的は、昨年からの降雨不足や温暖化等の影響を受け、採草地で牧草の収量が

大幅に減少しており、畜産経営体では牧草ロールの購入、その運送料等への対応が必要となっていることから、経営の持続と安定のため、緊急措置として支援するものでございます。

事業の内容ですが、対象者は町内に住所を有する畜産経営体となります。事業の内容は、(1)の共同購入事業として、小ロットで牧草ロールの購入が困難な農家への対応とし、農業振興公社が希望を取りまとめ、一括して購入するための資金として公社に貸付けを行うものです。公社では、この貸付金により牧草ロールを購入し、農家へ供給することとしております。

(2)の粗飼料購入費補助事業ですが、飼料販売業者から農家自らが購入した場合に1ロール2,000円を補助するもので、1経営体当たり30万円を上限とします。

(3)の追播用種子購入費補助事業ですが、気象変動等により裸地化する草地の一部に追播する場合、1経営体当たり6万円を上限に補助するものであります。ただし、今年度、町単独事業の草地更新事業の対象経営体は除くものといたします。

事業費といたしまして、(1)の共同購入事業貸付金が1,600万円、(2)の粗飼料購入費補助事業が800万円、(3)の追播用種子購入費補助事業が130万円の合計2,530万円となります。

スケジュールといたしまして、9月中旬には制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

財源内訳ですが、その他財源として農業公社への牧草ロール購入代金として貸し付けた粗飼料緊急確保対策事業貸付金返還金が1,600万円、一般財源が930万円となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

これから5款1項農業費の審査に入ります。質疑はありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 確認でございますが、粗飼料緊急確保対策事業補助金ですが、先ほど概要説明いただきましたが、1ロール当たり2,000円の補助を出しまして、限度が30万円と説明を受けましたが、牧草にも1番から3番まであるわけですが、1番から3番の価格もそれなりでございます。どのロールに対しても2,000円の補助を出す

いうことか、確認いたします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） お答えいたします。

今回の新規事業を制度設計するに当たりましては、町内、県内もそうですけれども、牧草ロールが不足しているという状況がございまして、そういった背景から各農家さんではふだんお付き合いのある農家さんからの入手でありますとか、そういったことができない状況ということをお聞きしております。

メインとして考えておりますのが北海道産のロールになるかなと思ってございまして、北海道産ロールが昨年の2番草で1万6,000円という部分がございました。通常、町内、農業振興公社で扱っているロールですと1万2,000円となっております。といった形で、町内の農家さんが北海道産なり、遠くから牧草ロールを購入しようとしますと、運送費等のかかり増し経費が発生すると。差額で4,000円だったところ、半分の2,000円を補助したいという形で、1ロール2,000円を制度設計したものでございます。

ご質問のありました1番草、2番草、3番草、これはやはり価格は違うものですが、一定の基準といたしまして、1ロール2,000円という形で1番草、2番草、3番草とも対応させていただきたいと考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（佐藤安美君） 説明をありがとうございました。北海道産が1ロール、1番草で1万6,000円と今説明を受けましたが、ちなみに2番、3番草であれば幾らくらいするのか、もし分かっていたならばお願いいたします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括。

○委員長（三田地泰正君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） お答えします。

ちょっと私の発音がよろしくなかったようで、申し訳ございません。昨年の2番草が1万6,000円という価格を明治飼糧さんからお伺いしたという部分がございます。2番草でございました。今年度の状況は、まだ1番草が幾らかというのは伺っていないところではございます。北海道産で1万6,000円前後が令和5年産の牧草ロールの価格帯という

ことでは伺ってございます。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 2 番。

○委員（佐藤安美君） 2 番草で 1 万 6,000 円、多分、去年の価格がそのくらいであれば、資材等も高騰している中で、これ以下ということはありませんと思いますし、これ以上になった場合、2,000 円の補助をいただいてもなかなか厳しいものがあるかと思います。

そういった中で、農業公社も去年、今までよりは大分収量が少ないと聞いておりますけれども、今まで農業公社ができるだけ農家のほうにも回してくれて、まあまあの価格で販売していたわけですが、例えば農業公社で採草した分を農家に販売して、北海道のほうから取るのを農業公社といいますか、育成牧場のほうに回すということは可能なのかどうかお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 基本的に今回購入するために農業公社に貸付けしているお金は、あくまでも農家さんに購入して提供する分の貸付金となります。公社は、一応独自で採草事業をして、農家の皆さんに供給したり、あとは牧場で使う採草もしております。その辺は、今回の貸付金については農家さん宛て部分で使っていただくこととなりますし、公社の分については公社で独自に収量を取った分で採算を合わせていただきながら、確保していただくことを考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 2 番。

○委員（佐藤安美君） そうすれば、粗飼料購入費補助事業の……これは幾らでしたか、900 万円くらいのお金は、それは。すみません、再度お伺いします。その分は、どのように回す金ですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） まず、個々の農家さんが購入する方法といたしましては、農家さんが独自に飼料業者さんから購入するパターン、こちらは当然ですが、1 ロール 2,000 円の対象となります。もう一つが公社さんを利用するパターンなのですが、あくまでも公社さんが農家さんの希望を取りまとめまして、ロットを大きくし

てといいますか、飼料業者さんとの取引ができるように希望を取りまとめまして、公社さんと飼料業者さんの取引で牧草ロールを岩泉に持ってくると。持ってきたロールを農家さんに届けます。このパターンでも農家さんでは負担が発生するわけなのですからけれども、その際も1ロール2,000円の対象になります。2パターン、購入の方法があるというふうにお考えいただければと思います。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 関連ですが、対象者が畜産経営体となっています。酪農経営体との関係ではどうなのでしょう。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） お答えいたします。

対象者として、町内に住所を有する畜産経営体と表記しております。こちらには、酪農の農家さん、黒毛、短角などの肉牛の農家さん、あとは養豚農家さんが含まれてございます。農家数といたしましては、ちょっとお待ちください……83経営体を予定してございます。

○委員長（三田地泰正君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 17節の備品購入費、調理機器購入ですが、これはこういったものをどこに購入するのか、お伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 澤口室長。

○委員長（三田地泰正君） 澤口農業振興室長。

○農業振興室長（澤口光治君） お答えいたします。

今回計上させていただきました調理機器購入ですけれども、こちらは安家産直組合さんが利用する真空包装機、それから急速冷凍機でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） 冷凍機と言いましたが、今安家で、今日も百歳体操で、多分その日に作ったものを購入というか、売っているようなのですが、結構完売するらしいのです。人数もちょうど百歳体操で集まる関係もあるということだが、そこで例えば栗まん

じゅうとか、そういったのを作するための機器購入、あるいは豆腐というか田楽を作るような機器購入の考えはなかったのかどうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 澤口室長。

○委員長（三田地泰正君） 澤口室長。

○農業振興室長（澤口光治君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、月に2回ほどですか、販売されておりますけれども、そういった栗まんじゅうなどの本格販売へ向けてということで、今回整備しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） ぜひ栗まんじゅうは、安家の名物にもなっていますので、そういう作る人の支障のないような機械とか、そういうのをぜひ購入して、活気あふれるような産直になっていただければなと、そういう思いで質問しましたので、要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 17ページの18節の農作物被害防止対策事業補助金の内容と、そしてあと昨年、非常に果樹の、農作物だったりの被害の件で一般質問等をされたと思うのですけれども、これからもあると思うのですけれども、現段階でのそういった被害というのはどういうふうに想定されているのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） では、前段は澤口室長で、後段の被害のほうは畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） それでは、順次答弁をさせます。

澤口室長。

○農業振興室長（澤口光治君） お答えいたします。

今回の補助金ですけれども、熊とかニホンジカなどの有害獣、こちらの被害防止のために電気牧柵、それから防護網、こういったものを購入する経費の補助事業でございまして、今回は当初予算で計上した分以上の申込みがございまして、獣害予防の観点から、当初予算を上回る部分について増額の補正をお願いしたというものでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 次に、畠山室長、答弁。

○林業水産室長（畠山 進君） 農作物被害の果樹等の内容、状況でございますけれども、農作物被害に関しましては、果樹とデントコーンを中心に今年度も被害が発生しております。被害状況といたしましては、8月末現在の状況でございますけれども、農作物被害関係のところ、現状51件、被害報告を受けて調査をしている状況でございます。昨年度よりやや多いですけれども、ほぼ同数となっております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今後もそういった被害防止対策というのはしていかなければならないと思うのですけれども、当初予算よりもこうやって増額していくというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今までは、有害捕獲のほうには捕獲圧をかけながら、数はどうしてもどんどん増えていくのですけれども、それは放置しておけば放置するだけ増えていくので、町とすればそれを幾らかでも捕りながら、捕獲圧を強めながら、幾らかでも被害が拡大しないように努めてきたところです。今後におきましても、捕獲圧というのを緩めると、さらにまた増えていきますので、これについては対応してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（佐藤安美君） 説明の中で、8月末で51件の被害と報告を受けましたが、その内訳は分かりますか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、現状、今手持ちで内訳までは資料がございません。ただ、先ほどご説明申し上げましたとおり、果樹とデントコーンの農作物被害関係が大半というような状況でございます。

〔「そこが大事」と言う人あり〕

○林業水産室長（畠山 進君） 申し訳ございません。今内訳の資料がちょっと手元にご
ざいせん。

○委員長（三田地泰正君） では、この委員会中に答弁してもらいますか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、いいということですので、了承を願います。

4 番。

○委員（畠山和英君） 3 目農業振興費についてお聞きします。

今粗飼料緊急対策の補正予算が組まれております。畑作でワサビの今年の生産量とか
出荷とか、生産量はどのような状況になっていきますでしょうか。何かかなり厳しいとい
うふうなことも聞いていますけれども、どんな状況でしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 三上総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（三上 智君） ただいまの委員のご質問のとおり、厳しい状況と
なっております。牧草もそうだったのですが、畑ワサビも高温による被害、少雨によ
る被害ということで、令和 5 年、昨年もそうだったのですが、昨年に引き続いての高温、
小雨ということで、生産量は厳しい状況となっております。すみません、トン数までは
今は手元にはございませんけれども、令和 5 年度より比較して出荷の量が少ないという
情報は、農協さんからは聞いてございます。ただ、出荷は 10 月まで続きますので、最終
的に終わってみないと分からない部分がございますが、例年よりも出荷量は少ないと、
昨年よりも少ないということで伺っております。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） 状況は、具体的な数値はありませんでしたが、かなり少ないと、
減産だというふうなことでありますが、決算までに、どうぞ、その資料はご説明くださ
い。

そして、春先かなりひどくて、お盆前まで出荷ができないというふうな人もいたよう

ではありますが、少なかったという人もいたようですが、これは今から、まだ生産続いてはいますけれども、その把握ができていないのか分かりませんが、やっぱりどこまでやるかというのはありますけれども、緊急対策もやる事態かなと。いやいや、何とか頑張っていけるかなと、そこらを把握して、必要であれば粗飼料もそうですが、畑ワサビは今の岩泉の一番のあれです。それがどんどん減って行って、加工にも影響するようでは、やっぱりこれはまずいなと思うのです。でありますので、これは把握してやって行って、どういうことが必要なのか、対策が必要であれば、やっぱり緊急に打っていかねばならないのはやるべきでありましょうし、いやいや、生産者、頑張ってくださいということであれば頑張ってもらいたいということだろうと思いますので、よろしくお願いします。いずれ決算までに、ぜひそこらのところをご答弁ください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ワサビの生産量ですけれども、今回の暑さのために出荷の時期を遅らせている農家さんも中にはおります。ですので、先ほど総括がしゃべったとおり、最終の10月末を見ないと全体像はちょっと分かりませんが、8月末現在の出荷量を決算までには一応調査させていただいて、数字は戻ればあると思いますので、その分をお知らせしたいなというふうに思っております。

あと、ワサビにつきましては、昨年秋苗が供給できない体制にありました。それは、やはり高温の障害によりまして発芽しないということで、秋苗の苗供給もできない状況にありました。その分もあって、今年の出荷にも、来年の出荷にも若干影響は出るかもしれません。ただ、それについては、今年度6月補正で秋苗を育苗する施設の改修等の補助、予算を計上し、お認めをいただいて、今鋭意作付をしておりますので、その供給については間に合っていくのかなと思ってございます。

いずれにいたしましても、ワサビにつきましては、委員のおっしゃるとおり町の一大産業でございますので、これからも町と生産者の皆さんと、あとJAと一緒に生産体制の構築に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか、1項。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、次に2項に進みますが、2項に入る前に、ここで

一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか、農業公社。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑を終わります。

2 項林業費については質疑ありませんか。

3 番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 18ページの7節、先ほどもちらっと話が出ましたけれども、有害鳥獣捕獲等報償費の今年度の見通しが立っていれば教えてほしいのですけれども。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

今回補正予算に計上させていただきました金額の算定の根拠ということにもなろうかと思うのですが、現在見込んでいるところといたしましては、ニホンジカ2,500頭、それからイノシシ200頭、カワウを50羽、あとはツキノワグマの報償費も今年度から支給しておりまして、こちらは作業に当たる人数にもよるところではございますけれども、60頭の捕殺分ということで見込んでおりまして、この分の不足額を今回計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 3 番。

○委員（畠山昌典君） そうすると、見込みは前年度よりは下がる予定ですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

主なところで、ニホンジカというところだと思いますけれども、昨年度のニホンジカの捕獲実績としましては2,355頭となっております。今年度2,500頭、これは最大ということで見込んで2,500頭ということで計上させていただいておりますが、現在、8月末の状況でいきますと、前年比で1.5倍程度の捕獲頭数になっております。昨年度の場合ですと、3月の実績が830頭という過去にないような捕獲数ということを踏まえて2,355頭という状況でございましたが、今年度は既に4月から8月までのところで1.5倍に近いよう

な捕獲の実績となっております、それらを見込んでいきますと、最大、多く見て2,500頭程度かなということで予算計上させていただいております。

また、予算の部分でいきますと、昨年度の捕獲分で、補助の対象とするために今年度の予算で支払ったという前年分の捕獲実績の分が含まれておりますので、予算額がちょっと大きくなっているという部分はございますけれども、その部分を考慮せず単純に捕獲頭数ということで今ご説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（佐藤安美君） 今熊のほうにも報償費をお支払いしているという説明でございますが、熊の場合はわなをかけてもらって、多分2週間ぐらい期間があろうかと思いますが、その見回りといいますか、毎日ハンターさんは見回りしていただいていると思いますが、その分のことですか、報償費を支払っているということは。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

わなの設置、それから見回りについては、1節の報酬のほうでお支払いをしている部分でございます、そちらは1日当たり2,000円ということで支給しているものです。7節の報償費のほうでお支払いしている部分というのが、実際に捕獲をして殺処分、捕殺をするという場合に1人当たり1万円を支給しているというもので、それぞれ支給の仕方が異なっているものにはなります。1万円というのは、実際に捕獲をして、その個体を処理するまでの作業部分として1万円ということでお支払いしているものになります。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（佐藤安美君） 捕獲した場合、1人1万円ということは、何人関わるか分かりませんが、1万円掛ける何人分、そして見回りについては1日2,000円、これも何人で見回りをしているか分かりませんが、2,000円掛ける何人ということでよろしいでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。複数人で作業するケースがございますので、その場合には掛ける人数分となっております。見回りの場合には、1人または複数、2人程度で行うケースが多いかと思いますが、例えばわなの設置ですとか、実際に捕獲して捕殺する場合というのは、やはり人手がかかりますので、その際には4人とかというふうなことで対応していただいているところです。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 後で確認すればいいのかもしれませんが、今の熊の例は、昨年度の捕獲頭数2,350頭と聞きましたけれども、そうでしたか。2,355頭。

○委員長（三田地泰正君） 熊ではない。鹿だ、鹿。

○委員（畠山和英君） ごめんなさい、鹿です。2,355頭。これ、このとおりですか、捕獲。そして、3月の大雪の関係で830頭捕れていますよね。これ足した分ですか。確認です。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山進室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、3月の830頭を含めまして、合計で2,355頭の捕獲ということになっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 3月の830頭を加えてと。

あと、熊のほうの捕獲に対する関係ですが、猛獣です。この捕獲に対して、去年のこともありましたので、今年度は予算を拡充していただきまして、捕獲に対しても報償費で今お支払いをします。去年2,000円だけだったですか、それを4人まで、捕獲した場合は出すというふうには伺っております。これは、ドラムのわなですよね。もう一つは、かかるのが、くくりわながありますけれども、前、私一般質問で聞いたときはどっちに対してもやるというご答弁がありましたが、何かいろいろありまして、くくりわなに対しては捕獲の報償費は出しませんというふうには伺っておりますが、それはそのと

おりですか。また、その理由をお答えください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地泰正君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

くくりわなで熊が捕獲されるということは、通常想定していないといえますか、ニホンジカやイノシシを捕獲するためのくくりわなにツキノワグマが誤ってかかってしまうという状況でございますけれども、こちらに関しては現在報償費等の支払いは行っておりません。錯誤捕獲ということで一般的に呼んでおりますけれども、ニホンジカあるいはイノシシを捕獲するために設置していたものに誤ってかかってしまったという、そういったものになりますので、こちらに関しては当然駆除するに当たっては保健所の許可を得て駆除することにはなっておりますけれども、もともとのこちらのほうで捕獲を隊員の方々にお願いしている部分とは異なるケースというようなことで、これに関してはニホンジカ、イノシシの捕獲を試みたというくくりわなを設置した方の責任において対応していただいているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） そうなのです。鹿もイノシシも熊もけもの道です。そこの通るところにわなを仕掛けるのです。そうすれば、熊もかかるのです、これは。それは、かかるのがけしからぬでは駄目です。その処理は考えなければいけないと思います。それは、捕獲、わなを仕掛けた人の責任でやれと今ご答弁でありましたが、それでいいですか。

ドラム缶でセットしたのは、町も設置して、事後処理ではありますが、町を通じて保健所から、県から許可を得て熊を処理するわけです。そこはどうですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 先ほど畠山室長が答弁した内容につきましては、そのとおり、これは我々が有害捕獲をお願いしている鳥獣被害防止対策の実施隊員の皆様、猟友会から推薦を受けて町で委嘱している方々ですが、この皆様と話をさせていただいて情報を共有しながら、鳥獣実施隊の皆さんのほうからこうしたほうがいいというお話をいただいて、我々のほうでも納得して、今回 1 万円の報償費をお支払いしている状況

です。町といたしましては、そういった実施隊員との意見交換はいつも重ねており、同じ共有した情報を持って獣害捕獲を実施しておると思いますので、そこはご理解願えればと思います。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） 猟友会で相互にして、猟友会、地域、町を挙げて有害鳥獣対策を実施していく、それが基本で、そのとおりです。そして、実際それをやってもらう、熊の処理をしてもらうのは、それをやれる猟友会、実施隊員です。法的にそれを、くくりわなにかかったのは、やっぱりかけた人の責任でやらなければならないというのはそうなのですか。そこだけ、もうちょっと研究というか、調べてください。やっぱり許可した町がやるべきです、これは。私は、そういう考えです。また決算もありますので、それまでにちゃんと調べておいていただければなと思います。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 錯誤捕獲については、法的にも特に今やっているものが違法であるというのではないと考えてございます。町がやるべきという委員のお話ですが、町がやるべき、町が委嘱している有害鳥獣の実施隊員がやっていることなので、町がやっていることではあります。それについて、錯誤捕獲についての報償の支払いについても、鳥獣実施隊員の皆さんとご協議をして納得して、得た実績に基づいて今回やっていることでございます。ただ、もう一度、今回 1 年目でございますが、やはり錯誤捕獲においてどのぐらい皆さんがご苦労されているかというのを実施してみでの検証等も皆さんからお話を聞きながら、来年度に向けての検討材料とさせていただきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 4 番。

○委員（畠山和英君） 熊がくくりわなにかかった場合、いろんな自治体によっては、猟友会によっては、やっぱり市の責任で市が依頼して、その人が処理をするというふうなところもあるようであります。私も再確認はしますが、ここについては再度もうちょっと勉強していただきたいなと思っております。また再度お願いします。

終わります。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、２項林業費を終わります。

次に進みます。３項水産業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

それでは、ここで換気のため午後２時４０分まで休憩します。

休憩（午後 ２時 ２ ７ 分）

再開（午後 ２時 ４ ０ 分）

○委員長（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は１２人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

６款１項商工費から入ります。１項商工費、質疑ありませんか。

１３番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここでふれあいランド岩泉再整備工事についてお伺いいたします。

先ほど総務課長の説明ですと、３、７００万円ぐらい、交付金対象外ということでしたけれども、今後も対象外が出てくる可能性は見込まれるのでしょうか、お伺いいたします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 小成総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回の補正ですけれども、補助金の対象外の分ですが、昨年度、町が補助金申請した時点と実際の設計が上がった時点のすり合わせによってこの減が発生しておりますので、今後においてはこれ以上の増減はないというような前提で実施しております。

また、その２の工事の分に関しましては、補助金の対象外の工事になっておりますが、こちらに関しましては今やっている、いわゆる一般財源以外に使える補助金事業等をうちのほうでも探しておりまして、幾つか当てがある分がございますので、その分が減になっていくのではないかなというような想定をしております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 1 項商工費を終わります。

席替えをよろしくお願いします。

8 款 1 項消防費に入ります。質疑ありませんか。

10 番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ここで消防費のほうで聞くのですが、実際はこれ危機管理課の関係かなと思って、危機管理課のほうは今回ございませんので、何とかご答弁を願えればと思います。最近、台風被害等が岩泉町をかなり襲っているものですから、雨量計の設置と、それからその場所について、個数の場所についてご答弁をお願いします。

○危機管理課長（佐々木 章君） 菊池総括。

○委員長（三田地泰正君） 菊池修二総括室長、答弁。

○危機管理課総括室長（菊池修二君） お答えいたします。

町の雨量計ということでよろしいでしょうか。

〔「できれば県なども全部」と言う人あり〕

○危機管理課総括室長（菊池修二君） 全部ですね。かしこまりました。

まず、町内全域に設置してあります雨量計が18か所ございます。内訳といたしましては、気象庁で設置しているアメダス、これが岩泉地区と小本地区にございます。それから、県で設置している雨量計が岩泉合庁のところと小川の山岸、釜津田の種倉と安家の鈴峠の4か所にございます。町独自で設置している箇所が12か所ございまして、役場に1か所、小川地区ですと小川支所、あと国境、権現、大川地区ですと大川支所、あと外椀、櫃取、小本地区は小本支所、安家地区は安家支所と坂本、最後、有芸地区は有芸支所と栃の木というふうに、まず町内各地にたくさんの雨量計をつけている状況となっております。

○委員長（三田地泰正君） 10 番。

○委員（三田地和彦君） 合計で18か所ということを知って安心はしたのですが、この間も雨量の関係で大川、それから小川地区、それから安家地区、山のほうでかなり雨量があつたものですから、まずそれで今までも私が質問した段階では、まず山のほうに降って、小本に着くまでは8時間、大体8時間ぐらいで到達するということを言いました。

今回も山手のほうで降った、大体時間にはそんなには影響はございません。今回の台風の関係に伴って、河床掘削ですか、そういうのをやったものですから、ある程度の今まで降ったものの量から見ても、小本地区の増水状況、余裕があるのです。それで、ただ岩泉町なんかで、ぴーちゃんなんかで流れる箇所の雨量のあれがちょっと、もう少し各地区の雨量が欲しいなと思って、我々下流にいるのは、やはり何といってもまとまって来るものですから、そこら辺がもっと多くないのかなということで、こんなに国、県、それから町と、これぐらいあれば十分かなと思います。

それで、大川地区、小川地区、安家地区の本当の一番奥の家の電気の関係もあると思いますので、そこら辺の雨量が分かるところをもう少し本当は増やしてもらうための質問だったのです。ただ、そこら辺が18か所もあれば、これが多いところだけをやらないで、少しあれなのですが、ある程度多めに箇所のデータを知らせていただければ、下流にいる我々は安心だなと。

それから、あとは赤鹿のところかな、雨量計、あれは県の雨量計になるのかな。宮本橋のところに水位計がありますよね。あそこのところの増水の量で、あれは4メートルを超えると……その前に出るのかな。4メートルぐらいであれば、下流にはそんなにはおそれがないのです。4メートルを超えると、やはり下流のほうでも準備しないと、これは大変だなというのが大体私の個人的な考えであれば、しょっちゅう私は現場には行って見ているわけなのですが、メートルと報告のやつ、少し早めなのがあるものですから、あとは降り始めからというのは全部ニュース等でも雨量の関係は出ますので、これはいいのですが、やはりあとは各地区でどれぐらい降っているかなというのが分かれば、下流にいる我々は、安心はできませんけれども、取りあえず避難の準備等を早めにこれは対処できるかなと思っての今の質問なものですから、そこら辺を検討して、なるべく多い箇所の雨量計を報告していただきたいというお願いでございますので、あとは調べていて各地区の、なお個人的にも個々の課に行って聞き取って、ここが不足だなということをしていただければお願いして、下流に住む我々は本当に安心したいなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。これは要望にしておきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 13節をお伺いいたします。

まず、本町に設置されている衛星携帯電話、これは何機、どこに設置されているのか、
まず。前聞いたかもしれませんが、もう一度お願いいたします。お伺いします。

○危機管理課長（佐々木 章君） 菊池総括。

○委員長（三田地泰正君） 菊池総括室長。

○危機管理課総括室長（菊池修二君） 衛星携帯電話の配備状況でございますけれども、
現在本町では20台所有しております。そのうち1台は県からお借りしているものなので
すけれども、全部で20台ございます。本庁に、危機管理課に2台、あと小川支所、小川
地区の自主防も含め小川地区に3台、大川にも3台、小本にも3台、安家にも3台、有
芸にも3台です。あと、避難所として一番大きいところになりますが、町民会館、岩泉
の地区、自主防もございますので、そこに2台、あと消防防災課に1台の20台という配
備になってございます。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（八重樫龍介君） それを踏まえまして、今回の20万2,000円、この借上料の内容を
お伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 菊池総括室長。

○危機管理課総括室長（菊池修二君） 今回の補正につきましては、実は当初予算でもお
認めをいただいていた分だったのですが、今回改めまして見積り等を徴したとこ
ろ、まず契約期間を、長期継続契約というものが今まで制度上あるのですが、これを使
っていなかったということで、まず5年間の長期継続契約で締結しようということで事
務を進めたのですが、そうすると当初見込んでいた期間が、もう少し長めに設定をして
いたものですから、それが5年間に短縮したことによって、若干月々のリース料が上が
るということになります。

それと、現在は20台あると先ほど申し上げましたけれども、1台が県からお借りして
いるもの、あと購入によるものが7台、現在リースしているものが12台ありますけれど
も、これらを全てリースで対応すると。今後については新規購入はしないで、リースで
対応するということで若干の予算額に不足が生じたので、今回補正をお願いする
というものでございます。

○委員長（三田地泰正君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 雨量計に関連してですが、先ほど18か所、国、県、町で設置されているというふうにお話しいただきました。物によっては、リアルタイムでウェブで確認できるものがあるかと思います。それは、降水量、あとは河川の水位、道路、そういったところは、例えばまず最初に防災士連絡協議会の中で共有知にさせていただくとか、我々議員にもレクをしていただくとかといったような、今できることをまず先にやっていただくことが有効かなというふうに思いますので、ご検討ください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 1 番委員のおっしゃるとおりでございまして、今回の台風でこういったケースがあったのですけれども、ここに住んでいない家族の方が独自で雨量計とか水位を見て家族に避難を呼びかけたと、そして指定避難所に行ったという話も伺いました。そういうことを考えますと、私たちの仕事は、自分たちが情報を得るだけではなくて、やっぱり町民の皆さんにも、こういった情報が身近に見られますよという方法を広報周知だったり、防災士連絡、あとは自主防の協議会などでお知らせをして、自らが情報を取りに行つて避難とか対策につなげていくようにこれから進めていきたいと思っておりますので、貴重な意見をありがとうございました。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、1 項消防費の質疑を終わります。

席替えをお願いします。

それでは、9 款 1 項教育総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

2 項小学校費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4 項社会教育費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

5 項、保健体育費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑なしと認めまして、次に進みます。

10款 2 項農林水産施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 11款 1 項公債費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。9 ページをお開き願います。10款 地方交付税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

12款 分担金及び負担金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

14款 国庫支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、15款 県支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

18款 繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

19款 繰越金に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

21款町債に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

席替えをお願いします。

◎議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算

（第2号）

○委員長（三田地泰正君） それでは、議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定において保険給付費及び国民健康保険事業納付金等の所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願いたいと思います。8ページ、2款1項2目一般被保険者療養費、18節、療養費で100万円、同じく4項1目出産育児一時金で58万6,000円、同じく5項1目葬祭費39万円を追加しております。

続きまして、最終9ページを御覧願います。3款国民健康保険事業費納付金において、1項医療給付費で173万3,000円の納付金追加、同じく2項後期高齢者支援金等分で43万3,000円の納付金減額、同じく3項介護納付金分で60万1,000円の納付金減額しております。これは、基準となる計数の確定に基づき、所要額の調整を行うものでございます。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻り願います。6ページ、3款1項1目保険給付費等交付金100万円、6款1項1目繰越金131万9,000円等の増額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 議案第10号の提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の方法については、事業勘定について、先に歳出から款ごとに、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は事業勘定について、先に歳出から款ごとに、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。8ページを御覧ください。1款総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

2 款保険給付費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

3 款国民健康保険事業費納付金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6 ページを御覧ください。歳入は一括審査です。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 1 1 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（三田地泰正君） それでは、これから議案第11号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第11号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計

補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、昨年度、令和5年度の介護給付費の実績額確定に伴います国県負担金等の精算返還金を追加したほか、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。最終ページ、7ページを御覧願います。7ページ、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金6,316万円を追加しております。これは、昨年度の介護給付費の実績額確定に伴い、国、県及び支払基金に対して超過交付額の精算返還を行うものでございます。

続きまして、歳入になりますが、6ページにお戻り願います。6ページ、7款1項1目繰越金で6,319万6,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の方法については、事業勘定について歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括審査です。6ページ、7ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
席替えをお願いします。

◎議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地泰正君） 議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、観光施設の維持補修等に係る費用を計上したほか、さきの台風第5号の大雨災害による龍泉洞地内の災害復旧に係る追加の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。最終ページ、7ページを御覧願います。7ページ、4款1項1目観光施設災害復旧費、14節で龍泉洞園地道路等災害復旧工事228万3,000円を追加しております。これは、園地内道路や側溝等を復旧するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、前のページ、6ページを御覧願います。6款1項1目繰越金で556万7,000円の増額計上をお願いし、財源調整を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

まず、歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 14節の工事請負費の園地道路の災害復旧で、関連でお伺いしますが、第1駐車場というか、消火栓に入るところが今通行止めになっています。ロープが中段に張ってあるために、どうしてもそこまで行かないと分からない、もしくはそこから戻ってくるにはちょっと不便だというふうなことから、案内表示のために、入り口付近になるか、ちょっと手前から下は使えないと。ついては、どこの駐車場をご利用くださいなのか、わっかの向かいのほうが誘導しやすいかと思うのですが、そういうふうな工夫が必要かと思うのですが、お願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 龍泉洞事務所長。

○委員長（三田地泰正君） 菊地隆二龍泉洞事務所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（菊地隆二君） お答えします。

第2駐車場の下のほうなのですが、台風5号の大雨の関係で、出口側というか、上り側のほう、あそこが今崩落してしまっていて、その駐車場は一方通行ということで、車を通すのが大変危険だということで、今クローズ状態になっています。看板の表示とかは、ちょっと細かい字にはなっているのですが、表示はしているのですが、運転手の方々にはなかなか目につきにくいところがあると思いますので、その辺はまた注意して見やすい看板とか設置していきたいと思います。ただ、今のところ不便だというような声は頂戴してはいないところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そうかと思います。ただ、私も行って見ていて、時々聞かれるものですから、ですので事務所までは届かないかもしれませんが、私らのほうで案内したりなんなりしているものもあるので、やっぱり運転しながら、観光地ですから、見やすいように、それは手書きであつてもむしろ構わないと思います。というふうな工夫が必要ではないかなと思っています。

それから、2点目はわっかの前の横断歩道、これもやっぱり見づらいために、交通安全協会でも移動したいと思つたらば、どうしてもむしろそういうのには移動をかけるほうが危険だということで却下をされたのですが、どういう工夫が必要かとなると、

「この先横断歩道あり」を、上り坂で左側が見えないために、それから旅行村のほうから来たときにもやっぱり左側に、どちらからも横断歩道があるのだというふうなのを、地権者の方になるのか、わっかと相談になるのか。そして、幸い2万人を超える、お盆のときなんかも事故がないうちに手を打っておいたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） わっかの前の横断歩道の件と、それを事前に案内する看板ということのご質問なのですが、実は横断歩道の件については上り下りに面して、ちょうど見にくいところということで、横断歩道の移設を警察署、公安委員会のほうにというお話をさせていただいたところでございますけれども、結果については先ほど委員からお話あったような内容で伺っているところでございます。ですが、引き続き安全面を確保する上で、その場所が本当に適正かどうかというのは今後も見極めていて、さらに要望なりをしていきたいなと思ってございます。それまでの間の案内看板については、県道の設置の関係もございまして、あるいは公安委員会のほうとの調整も必要かなと思いますので、そこら辺は今後協議のほうをさせていただきたいなと思います。現状の危険回避という意味で重要なことかなと思いますので、早急に検討をさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なければ、次に歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。歳入も一括審査です。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地泰正君） 議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ったほか、この4月から公営企業会計に移行したことによる数値の整理も併せて行っております。

それでは、支出の補正予算事項別明細書からご説明申し上げます。5ページを御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出の支出に係る補正予算事項別明細書でございますが、子育て支援法に係る児童手当の拡充や企業債利息の利率改定等に伴い、増額補正を計上しております。

6ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入に係る補正予算事項別明細書ですが、下水道事業債及び過疎対策事業債において、それぞれ執行状況により補正を行っております。

1ページにお戻りいただきたいと思います。第2条、収益的支出の予定額におきまして、営業費用を20万2,000円、営業外費用を15万7,000円増額しまして、合計で1億6,385万9,000円としております。

また、第3条、資本的収入の予定額におきまして、企業債を305万円増額いたしまして、合計で2億3,022万5,000円としております。

第4条におきましては、未収金及び未払い金が令和6年3月31日をもって確定したことから、それぞれ補正を行っております。

少し飛びますが、7ページをお開きください。こちらは、予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金期末残高は1億5,579万1,000円を予定しております。

8ページには開始貸借対照表を、また9ページには今年度期末の予定貸借対照表を添付しております。表の最下段ですが、資産の部、負債・資本の部ともに合計で28億1,944万1,000円を予定しております。

最後になりますが、10ページから11ページには予算注記を掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 議案第13号の提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の方法については、第2条から第5条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第2条及び第3条の審査に合わせて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第5条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第2条及び第3条の審査に合わせて質疑の対象とすることに決定しました。

これから第2条、収益的収入及び支出の補正の質疑を行います。質疑はありませんか。7ページから9ページも質疑の対象になりますが、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、第4条、特例的収入及び支出の補正の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、第5条、企業債の補正の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地泰正君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時23分）

岩泉町議会委員会条例第 27 条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和 6 年第 3 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

三 田 地 泰 正
